

2024 年 7 月 29 日  
エムケイ株式会社

### 自家用車活用事業における営業所ごとの許可枠についての要望

自家用車活用事業について、2024 年 4 月 22 日から外部採用を本格開始し、既に事業を開始しております。現在、営業所ごとに自家用車活用事業の許可台数の上限が定められておりますが、本制度について、営業所ごとの許可台数の上限を合算し、会社全体としての枠にさせていただくことを要望いたします。

営業所の中には、マイカー通勤を前提として電車・バスでのアクセスが難しい立地の営業所や、駅に近い立地にあるものの配車アプリの利用者がいる市中心部までのアクセスが遠い周辺部の営業所があります。一方で鉄道駅から徒歩で通勤できる市内の営業所もあります。車通勤可能な立地や様々な鉄道沿線など営業区域に分散して営業所を設置することで、様々な属性の方を採用することができ、タクシー会社にとって採用活動上必要な措置です。

さて、自家用車活用事業の採用ドライバーには学生、派遣などの方がおり、それらの属性の方の場合マイカー持ち込みの方は少なく、会社が所有している営業車を貸し出して運行しております。通勤は主に電車を利用するため、ドライバーの方同士で通勤利便性の高い特定の営業所の許可台数の枠を取り合う形となります。営業所の許可台数に制限されることで、本来稼働することができるドライバーの方が思うように稼働できない状況となっております。

弊社は現時点でマイカー持ち込みの方はいませんので仮定ですが、自営業の方などに多いマイカー持ち込みの方の場合、自宅でオンライン点呼を行い、自宅から出発するため、便宜的にその日出庫する営業所を空き枠のあるなかから事後的に指定していると思われれます。営業所から出庫する方の場合、対面点呼です。運行管理者の人数で配置できる範囲を上限にタクシーと自家用車活用事業の車両を合算して管理するものとされていますので、その範囲のなかで事業者には自家用車活用事業の配置車両数を変更することに問題はないのではないのでしょうか。タクシーは各営業所の人員状況に応じて営業所間の車両の移動を（営業所別配置車両数の変更）を行っています。自家用車活用事業について営業所ごとの許可台数とすることに合理的な理由が見出せません。

非効率な運用を改善すべく、制度を一刻も早く改めていただくことを要望いたします。

以 上